

## 地方職員共済組合北海道支部告示第5号

地方職員共済組合北海道支部が準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年3月1日

地方職員共済組合北海道支部  
支部長 鈴木 直道

### 1 資格及び調達をする役務等の種類

令和5年度において地方職員共済組合北海道支部が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

#### (1) 契約

令和6年3月1日に一般競争入札の公告を行う北海道庁診療所医薬品購入単価契約

#### (2) 資格

北海道庁診療所医薬品購入に関する資格（以下「資格」という。）

#### (3) 役務等の種類

医薬品の購入

### 2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 令和5年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格（医薬品）を有すること。
- (3) 地方職員共済組合北海道支部及び北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、地方職員共済組合北海道支部及び北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者でないこと。
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に規定する卸売販売業の許可を受けていること。
- (7) 札幌市又は隣接する市町村に本店、支店又は営業所を有すること。
- (8) 迅速な配達に対応できること。

### 3 資格審査の申請の時期、申請書の入手方法及び申請の方法

#### (1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和6年3月1日から令和6年3月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

#### (2) 申請書の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道総務部人事局職員厚生課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sks>

/index.htm)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

7 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 地方職員共済組合北海道支部 北海道庁診療所

(2) 所在地 郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎5F

(3) 電話番号 011-204-5048